勘案第百十六号

土地改良事業の経費の賦課基準並び応その徴収の時期及び方法に

ついて

三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例(昭和四十七年三朝町条例第十六

次のとおり土地改良事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、

(号)第二条第二項の規定により、本議会の承認を求める。

昭和四十七年十二月二十二日

三朝町長

坂

出

已

昭和四拾七年讀旨 廿弐日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

ر جوڻي

	昭和四十八年二月二十日	1	,	八八三五〇	大瀬	大瀬邊道改修工事	
,	昭和四十八年一月十日	二四一八九	一〇三大大	二四一八九	赤松	赤松磻架換工事	d
	昭和四十八年二月二十日			五号三六	大瀬	大瀬単県慶道教設工事	
		1	1	八八四七	本泉	本泉水路改修工事	***
よ十る八十る八十の号			ールドベニー	三八字三	田田	山田通道承設工事	
三朝町条列再一一、南町県	昭和四十八年一月十日	1	1	1011%	小河内	小河内水路改修工事	
金銭とし		円	円	円	•		
養心夫沒	4	果樹園	畑	田	場所		
k Ž	数 又 寺 玥	の賦課基準	〇アール当たり経費の賦課基準	107-	行	工事名	

_

.